あいぽーと　NPO法人情報誌

ばってん

創刊号
2020
5月

発行：熊本市市民活動支援センター・**あいぽーと**　〒862-0971　熊本市中央区大江5丁目1番1号　ウェルパルくまもと1F
TEL 096-366-0168　FAX 096-366-8830　E-Mail aiport_kumamoto_city@joy.ocn.ne.jp
URL http://www.kumamoto-aiport.com/　FB https://www.facebook.com/profile.php?id=100028044380759

INDEX

● NPO法人情報誌「ばってん」発行にあたってのごあいさつ
●【特集】できていますか？「役員変更」と「登記」の実務
●【お知らせ】法改正に沿った「定款」になっていますか？
●【NPO豆知識】みなし総会決議とは
●【ご案内】あいぽーと 2020年度NPO法人関連事業・専門相談会のご案内

NPO法人情報誌「ばってん」発行にあたってのごあいさつ

あいぽーとでは、2020年度より熊本市のNPO法人の皆さまに関連する様々な情報をお届けする、NPO法人情報誌「ばってん」を発行することになりました。

「**ばってん**」は標準語で「だが」「しかし」「だけども」という接続詞として使われ、日常では、物事が思うようにいかない場合に言い訳の言葉として使う場合が考えられます。

NPO法人の活動は、受益対象の市民の皆さまが、より住みやすいまちに向け、大きく貢献していく活動です。その現状は、なかなか厳しいものがあるかもしれませんが、そのような時「**ばってん**」は、それでも「自分たちが掲げたミッションを果たすため、力を合わせて頑張りましょう！」という法人の使命感を奮い立たせる言葉にもなると考えます。

また、**ばってん**は「×」をイメージする場合、それは「法人同士や企業、市民などの力を掛け合わせ協力しあい、より充実した活動にしていきましょう！」という力強い意味を持つ言葉にもなると考えます。

あいぽーとでは、この情報誌「**ばってん**」が、NPO法人の活動の紹介や市民活動に対する、市民への理解と協力の輪を広げ、賛同していただく一助になればと思っています。

編集スタッフ一同、NPO法人の皆さまのお役に立つ、喜ばれる情報誌として努力してまいりますので、法人の皆さまのご協力・ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

あいぽーと　STAFF

熊本市所管の法人数（2020年４月末現在）　**認証法人：318法人**　**認定法人：4法人**

特集

できていますか？ 役員変更と登記の実務

総会を迎えるにあたって、役員の任期満了に伴う役員改選を控えている法人も多いのではないでしょうか。
ＮＰＯ法人の役員任期は最長で２年。つまり最長２年に１回は必ずしなければいけない実務として、法務局での「役員変更の登記」、所轄庁への「役員変更届」の提出があります。
今回はおさらいの意味も含めて、役員変更に関わる手続きについてご説明します。

一般的な役員改選時の実務の流れ

会議体において、役員改選の決議
（役員の選任が総会か理事会か、法人によって違います。定款に規定）

↓

上の会議体で選任された理事によって、役職者（理事長・副理事長等）の互選

↓

（２週間以内）
代表権を持つ理事のみの届出

法務局
役員変更登記
【重任】 前期から引き続き就任
【辞任】 代表権を持つ者の辞任
【就任】 新たに就任

（遅滞なく）
選任された役員（理事・監事）全員の届出

所轄庁
役員変更届
【再任】 前期から引き続き就任
【新任】 新たに就任
【任期満了】 改選による退任
【解任】 会議体の議決により解任

改選時でなくても…

◆**代表権を持つ役員に変更があれば、法務局および所轄庁への手続きが必要です。**

- ●任期途中で理事長の交代があったとき
- ●理事長が死亡したとき
- ●理事長の住所が変わったとき
- ●理事長が改姓・改名したとき

…など

◆**代表権を持たない役員の変更は、法務局への手続きは不要ですが、所轄庁への手続きが必要です。**

- ●任期途中で役員を辞めるとき【辞任】
- ●住所が変わったとき【住所（又は居所）の異動】
- ●氏名が変わったとき【改姓】【改名】
- ●新たに就任されるとき【新任】
- ●亡くなられたとき【死亡】

…など

Q改選して、理事長も変わらず、役員も同じ顔ぶれだが、それでも手続きは必要？

A法務局、所轄庁どちらも変更の手続きは必要です。法務局へは代表者の「重任」、所轄庁へは役員全員の「再任」という変更手続きになります。

Q任期満了日がいつなのかわからない…

A役員選任の権能が総会なのか理事会なのか、総会であっても役員任期の伸長規定や短縮規定が定款に規定されているのかどうかなど、法人によって状況が変わってきます。
過去の議事録等で確認するのが最も正確と思われます。

Q会議体で議決しなくても役員変更できる？

Aできません。役員の選任は、総会や理事会などの会議体で行うことを、どの法人も定款に規定しています。
また、法務局での変更登記の際には、役員を選任した会議体と役職者（理事長等）を選任した会議体の議事録または互選書の提出が必要です。

総会開催の前に…ご確認を　法改正に沿った『定款』になっていますか？

平成24年と28年に、特定非営利活動促進法（NPO法）の一部が改正されています。
それに伴い、改正以前に作成された定款につきましては、定款変更の手続きをお願いしておりましたが、まだ手続きをされていない法人も見受けられます。
定款変更は、総会の議決が必要です。
総会の開催前に、自法人の定款を確認してみてください。未だ定款の変更をされていない法人は、是非総会の議案としてあげてください。

H24年法改正の定款に関わる主なポイント

●活動分野の追加、手続きの簡素化・柔軟化

・所轄庁への届出のみで定款の変更ができる事項の追加。
・書面等による社員全員の同意の意思表示による総会決議が可能へ。

●所轄庁事務が熊本県から熊本市へ

●会計の明確化　・法人が作成する計算書類のうち、収支計算書が「活動計算書」へ。

H28年法改正の定款に関わる主なポイント

●貸借対照表の公告の義務化　・公告の方法を定款で規定する必要あり。

＊＊＊変更内容の詳細や手続きについては、あいぽーとまでお問い合わせください。＊＊＊

『熊本市NPO法人認証等ホームページ』内「熊本市からのお知らせ」にも掲載されています。

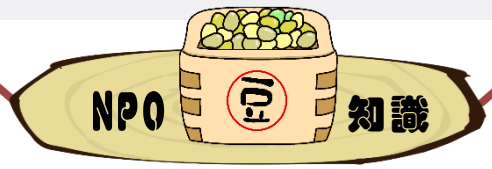

みなし総会決議とは…

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、総会の開催についての相談があいぽーとにも数多く寄せられ、『みなし総会』を検討されているところもあります。

『みなし総会（決議）』とは、特定非営利活動促進法第14条の9に規定されており、理事または社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員（正会員）全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、総会で可決の決議があったものとみなすことができるというものです。
「みなし総会決議」については、定款に規定していなくても有効です。また、理事会の議決においても適用することができます。

みなし総会決議は、“社員全員の同意„というのが前提なので、議案の多い通常総会では運用が難しい面がありますが、社員の皆さまを会場に集めて総会を開くことなく議決が可能となります。

また、熊本市NPO法人認証等ホームページの**「新型コロナウイルスの影響に伴うNPO法人の社員総会開催について」、「社員総会の決議の省略について（法14条の9）」**でも、参集しない、または、書面表決方法による総会の開催方法をご案内していますので、ご確認ください。

2020(令和2)年度　あいぽーと　NPO法人関連事業予定

6月

8(月)
資金づくりセミナー①
「助成金の活用の仕方・企画書づくり（仮）」

19(金)
NPO法人設立説明会
「NPO入門・基礎編」

8月

19(水)
NPO法人設立説明会
「設立認証申請書類作成編」

22(土)
団体運営基盤強化セミナー
「JUMP UP セミナー①」

9月

11(金)
資金づくりセミナー②
「助成金セミナー in くまもと(仮)」

26(土)
団体運営基盤強化セミナー
「JUMP UP セミナー②」

10月

24(土)
団体運営基盤強化セミナー
「JUMP UP セミナー③」

11月

2(月)
NPO法人設立説明会
「NPO入門・基礎編」

25(水)
会計力強化セミナー
「簿記・会計の基礎を学ぶ３日間集中講座①」

12月

2(水)
会計力強化セミナー
「簿記・会計の基礎を学ぶ３日間集中講座②」

9(水)
会計力強化セミナー
「簿記・会計の基礎を学ぶ３日間集中講座③」

2021 1月

18(月)
新設法人応援セミナー
「はじめの一歩セミナー」

2021 2月

19(金)
NPO法人設立説明会
「設立認証申請書類作成編」

27(土)
事務力強化セミナー①
「見せる!伝える!事業報告書等作成セミナー」

2021 3月

16(火)
事務力強化セミナー②
「提出書類の作成法＆正しい登記の仕方セミナー」

2020年4月現在の予定です。都合により日程や内容の変更、中止となる場合がございます。ご了承ください。
各事業の詳細やお申込みは、後日お届けするチラシや、あいぽーとHPでご確認ください。

NPO法人向け　専門無料相談会（2020年度）のご案内

あいぽーとでは、定期的に専門家によるNPO法人向けの無料相談会を実施しています。
初歩的なことから困難な悩みまで専門家が適切なアドバイス！　是非ご活用ください。【要予約:5日前まで】
＊なお、新型コロナウイルス感染症対策により中止となる場合もございますので、事前にお問い合わせください。

NPOのための会計・税務 無料相談会　【毎月第3火曜日　13:30～16:00】

日常の会計処理から決算書類作成、税務に関する疑問など･･･
初歩的な疑問から専門的な相談まで、**南九州税理士会**の専門家が、日頃の悩みにお応えします!!

2020 6/16・7/21・8/18・9/15・10/20・11/17・12/15　　2021 1/19・2/16

NPOのための労務管理 無料相談会　【隔月第3水曜日　13:30～16:00】

労働保険や社会保険の手続き、スタッフ雇用の疑問など、**熊本県社会保険労務士会**の専門家が、労務管理のご相談に応じます。

2020 5/20・7/15・9/16・11/18　　2021 1/20・3/17

NPOのための資金づくり&法人運営 無料相談会【隔月第2土曜日　13:30～16:00】

事業実施のために欠かせない助成金申請などの資金調達、事業計画や予算の立て方など、法人運営に関わるさまざまなお悩みに、**中小企業診断士**（NPO法人地域診断士研究会）がお応えします。

2020 6/13・8/8・10/10・12/12　　2021 2/13